

令和5年第1回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和5年1月26日 開会

令和5年1月26日 閉会

新十津川町議会

令和5年第1回新十津川町議会臨時会

令和5年1月26日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 第4 議案第1号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第11号）
- 第5 議案第2号 財産の取得について
- 第6 議案第3号 財産の取得について

○出席議員（9名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

○欠席議員（1名）

5番 小玉博崇君

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田謙治君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和5年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、9名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。
10番、安中経人君。兩名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。
内容の報告及び説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程いただきました報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

3ページをお開き願います。

専決第5号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月28日、専決年月日であります。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、ふるさと公園整備事業水景・遊戯施設土木主体工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和4年3月15日議案第25号。

3、契約金額の変更内容、（1）変更前の額2億6,697万円、（2）変更後の額2億6,997万3千円、（3）増減額300万3千円の増。

4、変更の理由、敷地造成土量の変更、樹勢回復工の追加並びに張芝及びすきとり物の運搬処理等において概数としていた数量の確定による請負額の変更が生じたためでございます。

以上、提案理由と内容説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第1号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第1号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第11号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第11号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,110万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,105万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第1号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第11号の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額431万3千円の減額。これは、個人番号カード交付事務費補助金26万円、マイナポイント事業費補助金27万6千円、出産・子育て応援事業補助金200万6千円、社会資本整備総合交付金685万5千円の減額を合計したものでございます。計7億7,249万6千円。

16款、道支出金。補正額1,051万9千円。これは、出産・子育て応援事業補助金50万2千円、強い農業づくり事業補助金252万1千円、担い手確保・経営強化支援事業補助金749万6千円を合計したものでございます。計5億7,028万8千円。

19款、繰入金。補正額779万2千円。これは、JR札沼線跡地整備等推進基金繰入金でございます。計8億7,706万8千円。

20款、繰越金。補正額4,620万5千円。これは、繰越金を財源充当するものでございます。計1億8,044万4千円。

22款、町債。補正額910万円の減額。これは、新十津川駅跡地公園整備事業債でございます。計8億6,950万円。

歳入合計、補正額5,110万3千円、計77億5,105万6千円。

次に、歳出でございます。

2款、総務費。補正額53万6千円、計8億5,380万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金53万6千円。

3款、民生費。補正額301万円、計10億7,184万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金250万8千円、一般財源50万2千円。

6款、農林水産業費。補正額1,001万7千円、計6億7,904万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,001万7千円。

7款、商工費。補正額154万円、計7億5,837万2千円。財源内訳、一般財源154万円。

8款、土木費。補正額3,600万円、計9億1,226万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金685万5千円の減額、地方債910万円の減額、その他779万2千円、一般財源4,416万3千円。

歳出合計、補正額5,110万3千円、計77億5,105万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金620万6千円、地方債910万円の減額、その他779万2千円、一般財源4,620万5千円。

次に、1ページお戻りいただき11ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正。追加でございます。

款、8款土木費。項、4項都市計画費。事業名、新十津川駅跡地整備事業。金額650万円。これは、今年度交付決定を受けた社会資本整備総合交付金の執行残について、翌年度

に活用するため繰越明許費補正を追加するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正。追加でございます。

事項、新十津川駅跡地整備事業（公園整備工事）。期間、令和4年度から令和5年度まで。限度額、1億2,140万円。これは、本事業で整備する公園は、本年10月10日の開園を予定しておりますが、令和5年度に施工予定のパーゴラ、遊具等資材の製作に3か月程度の期間を要し、加えて、工事発注期間や施工期間を考慮すると令和4年度中の発注が必要であることから、債務負担行為補正を追加するものでございます。

次、第4表、地方債補正。変更でございます。

起債の目的、新十津川町駅跡地公園整備事業債。補正前限度額、2,910万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。補正後限度額、2,000万円。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。これは、社会資本整備総合交付金の交付や繰越などによる財源更正により、限度額を減額するものでございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。24ページ、25ページをお開き願います。

2款3項1目戸籍住民登録費。補正額53万6千円、計2,069万円。内容を申し上げます。事業番号3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業53万6千円。これは、マイナポイントが対象となるマイナンバーカードの申請が2月末まで延長になったため、延長する期間の申請件数の増加が見込まれることから、郵送料と会計年度任用職員費用を補正計上するものでございます。

なお、昨年12月末のマイナンバーカードの申請率は、72.6パーセント、交付率は60.2パーセントでございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉費。補正額301万円、計3億3,043万2千円。内容を申し上げます。事業番号18番、出産・子育て応援事業301万円。これは、出産、育児をする世帯を支援するため、令和4年4月1日以降に出産された方に対し、出産応援で5万円、子育て応援で5万円、合わせて10万円を支給する事業に必要な予算を補正計上するものでございまして、出産応援で32件分、子育て応援で28件分の扶助費と事務経費を計上してございます。

なお、この事業は国から6分の4、北海道から6分の1が補助金として給付されることとなります。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額1,001万7千円、計4億4,623万円。内容を申し上げます。事業番号19番、強い農業づくり事業252万1千円。これは、町内の農業者1軒が国の強い農業づくり事業で3割の助成を受けることができる農地利用効率化等支援交付金の対象者となったことから、助成分を補正計上するものでございます。

次、事業番号23番、担い手確保・経営強化支援事業749万6千円。これは、町内の農業者1軒が国から対象費用の2分の1が助成される担い手確保・経営強化支援事業の対象者となったことから、助成分を補正計上するものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

7款1項2目観光振興費。補正額154万円、計5億2,515万8千円。内容を申し上げます。事業番号8番、吉野地区活性化センター管理運営事業154万円。これは、先日、吉野地区活性化センターの正面入り口の木製自動扉が故障し、全開しない状況に現在あります。当

活性化センターは、本年4月に選挙投票所として使用しますが、木製自動扉の修繕には1か月半ほどかかる見込みであることから、今回当該修繕経費を補正計上するものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額3,600万円、計2億7,494万9千円。内容を申し上げます。事業番号5番、冬期除排雪事業3,600万円。本年度は12月大雪となり、降雪量が4メートルとなったことから同月末から排雪を実施しているところでございます。今後、2回目の排雪も予測されることから、2回目の排雪費用分の委託料を補正計上するものでございます。

次、4項2目公園管理費。補正額0円。これにつきましては、財源更正でございます。

以上、一般会計補正予算第11号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それでは質問させていただきますけれども、農林水産業費、農業振興費の、今ほど1軒の農家が対象でっていうような説明ありましたがけれども、これは2項目同一な多分農業者じゃないかなって気がするのですけれども、もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、8番議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目、事業番号16番の強い農業づくり事業。こちらの方は、弥生地区の若い農業者が令和4年12月28日に事業採択を受けたものでございまして、この農家さん、主としては水稻の農家なんですけども、成果目標の達成が規模の拡大というのが一つの要件としてありまして、この方8.38ヘクタールの面積を増加するという内容。

それからもう一つは、付加価値向上経営改善というような項目がありまして、田植え機の移植をポットからマットに移行するというような内容になっております。ポットからマットに移行するということは、10アール当たりの苗箱の枚数が50枚から30枚に減るということで、ここが経営改善のポイントとして高く評価されたということで国の採択になっております。

事業費の内訳としましては、マット用のGPS機能付きの田植え機1台と、それから箱並べ機、それから種まきの播種機を購入するというような内容になっておりまして、国の補助金がこの事業費のうち3割入るというような内容になっております。

それともう1点、事業番号23番の担い手確保・経営強化支援事業。こちらの方も弥生地区の1人の若い農家の方でございまして、主としては水稻プラス麦、大豆というような経営内容になっております。

この方も事業採択は令和4年12月28日の採択になっておりまして、成果の目標として掲

げたものには、経営面積の拡大として9.34ヘクタールの拡大。それから今後ですね、経営を法人化していくというような目標を立てておりました、この項目が採択の要件となりました。

事業費の内訳としましては、トラクターに装着しますリバーシブルプラウ、土を反転させる機械ですが、これを1台、それから麦、大豆のほ場に使用します直装式レベラー1台、そして肥料を散布しますワイドスプレッダーという肥料散布機、この三つが事業内容となっております、こちらは補助対象事業費の5割を国の方から補助を受けるというような内容となっております。

付け加えますと、この方々それぞれ別な方でございまして、同じ弥生地区には在住しませんが、別な方となっております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第2号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第2号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、ファイルサーバー式。

2、取得の目的、現行サーバの保守の終了及び機器の老朽による更新。

3、契約の方法、随意契約。

4、取得価格、1,030万7千円。

5、契約の相手方、札幌市中央区大通西3丁目11番地、株式会社北海道日立システムズ、代表取締役、河田淳一。

裏面に参考資料といたしまして、見積業者等を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

なお、履行期限は、令和5年9月29日となっております。

以上、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第3号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第3号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、シンクライアントサーバー式。

2、取得の目的、現行サーバの保守の終了及び機器の老朽による更新。

3、契約の方法、随意契約。

4、取得価格、2,453万円。

5、契約の相手方、札幌市中央区大通西3丁目11番地、株式会社北海道日立システムズ、代表取締役、河田淳一。

なお、裏面に参考資料として、見積業者等を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

なお、履行期限は、令和5年9月29日となっております。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくおご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了をいたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和5年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員